

猪名川・藻川河川保全利用憲章について

平成23年度第2回猪名川・藻川河川保全利用委員会での審議の後、委員間で協議された現時点の猪名川・藻川河川保全利用憲章の最終案は次のとおりである。

猪名川・藻川河川保全利用憲章（案）

前文

猪名川は猪名川町大野山を源とし、能勢町、豊能町、川西市、宝塚市、池田市、箕面市、伊丹市、豊中市、尼崎市を流域とし、大阪湾に注ぎます。この間、人口の集積した沿川都市域の住民に大切な水資源を供給し、またと得難いオープンスペースを提供し、高度な都市的利用が進められてきた河川です。

しかし、猪名川は川ならではのさまざまな生きものたちが暮らす自然が今もしっかりと残されている、生きものたちのかけがえのないすみかです。同時に、流域住民にとっても水と緑の憩いの空間として、貴重なふれあいの場、学びの場です。

猪名川の“川らしさ”を守っていくために、生物多様性に配慮した「安心・安全の確保」と「川の利用のあり方」を考え、流域のちからで川本来のすがたを大切に育みながら利用していかねばなりません。

ここに、わたしたちは猪名川の『川らしい利用』の取り組みをつづけ、自然豊かな猪名川を次の世代へ伝えていくことを決意し、猪名川・藻川河川保全利用憲章を定めます。

条文

1. 猪名川の自然を愛そう。
2. 猪名川の豊かな恵みに感謝しよう。
3. 猪名川の利用に責任を持とう。
4. 猪名川の自然、景観、歴史・文化を次の世代に伝えよう。

猪名川・藻川河川保全利用委員会は以上の猪名川・藻川河川保全利用憲章を提唱します。